

内陸部の危険物施設に おける「消防技術説明者 制度」導入



埼玉県 川越地区消防局

事例類型

Ⅰ 実効性向上/Ⅳ 他団体との連携/Ⅴ 人材育成/Ⅷ その他

取組期間

令和4年4月から



全国的に危険物施設数は、減少傾向にあるものの事故件数は増加しており、重大事故による被害も散見されている。当局においても同様の傾向で、重大事故へ進展するおそれのあった事故も発生しており、災害時の危険物施設の潜在的な危険性をどのように把握していくか課題として抱えていた。

令和3年度、人材育成の一環として、他市消防本部(川崎市消防局様)に実務研修へ伺った際、石油コンビナート地区の特定事業所等を対象とした「消防技術説明者制度」をご教示いただき、管内の危険物施設においても、この制度を展開することによる効果を確信し、「消防技術説明者制度」導入に向けた検討を始めるに至った。

以下、海のない内陸部に位置し、石油コンビナート等特別防災区域外の当局が、危険物施設の重大事故防止及び消防隊員等の受傷事故撲滅を目的として運用を開始した、危険物施設の安全対策「消防技術説明者制度」について紹介する。

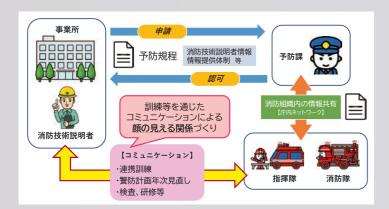
内容

【制度の説明】

消防技術説明者とは、災害時における事業所から消防への情報提供の窓口となる者のことで、 発災施設を詳しく知る事業所職員等を「消防技術説明者」として選任してもらい、この消防技術 説明者から消防部隊に対し、災害状況、施設概要、拡大危険等の情報が提供される仕組みである。

最先着消防部隊への情報提供は、事業所正門前など予め定めた場所とし、「災害発生時の最 先着消防部隊への情報提供シート(以下、「シート」という。)」を用いて行われる。

事業所で把握した情報は、必ず消防技術説明者が内容をとりまとめ、消防に提供されることで、時々刻々と変化する災害現場においても、正確な情報共有が随時可能となり、安全かつ適切な消防活動に繋がっていく。



【対象事業所について】

対象事業所は、「指定数量 10 倍以上の製造所 又は一般取扱所(予防規程作成義務あり)を有 し、かつ、一定数以上の危険物施設数を有する もの」とした。事業所が作成する予防規程に、 事業所側の組織体制として「消防技術説明者選 任」と「消防技術説明者による情報提供体制」 を明記することにより、本制度の運用に実効性 をもたせる効果がある。

令和 4 年 4 月 1 日現在、対象 7 事業所計 264 施設に消防技術説明者が選任され、管内の全危険物施設数 (759 施設) における消防技術説明者選任施設数の割合は、1/3 を超えている。

【導入に向けた準備】

- ・導入に際しては、本制度が消防部隊の活動支援に大きく寄与することを重視し、予防課だけでなく、警防課、指揮統制課、管轄署との検討を重ね準備を進めた。これを受け、警防課では消防活動基準及び警防計画策定要領の内部規程の改正を、指揮統制課では現場指揮活動チェックリストの策定を行った。併せて、消防相互応援協定を結ぶ近隣消防本部に対し、本制度についての説明と周知を図った。
- ・対象事業所からは、人事異動などによる消防技術説明者変更に伴って生じる消防への手続き に対して不安の声が寄せられたため、新たに届出の仕組みを整え、対象事業所が本制度を実 行しやすいよう仕組みを整理した。

成 果

本制度の実効性を確保するため、対象事業所において当局消防部隊と事業所との連携合同訓練を令和4年4月1日の運用開始以降、順次実施した。

訓練は、事業所自衛消防隊の活動に、消防技術説明者による当局消防部隊への情報提供及び連携等を盛り込んだ想定とすることで、実災害時の連携及び対応について相互の役割を確認した。訓練を通じて、本制度の重要性と今後の継続的な取り組みの必要性を相互に確認することができた。本制度導入後、対象事業所での事故は発生していない。

以下、訓練実施後の訓練参加者の主な意見

【事業所の意見】

- ・「訓練を実際に実施してみて、実災害時の消防の動きやどんな情報を必要とするのか具体的に分かり、良い機会となった。」
- ・「訓練想定の段階から消防の方々と協議しながら準備を進めることは、従業員 の火災予防や事故防止に対する刺激となり、防火意識の向上につながる。」



- ・「本制度の最大のメリットは、消防技術説明者を通じて、危険物施設特有の危険情報等を的確に収集できることにある。シートによる情報提供は、消防が必要とする情報と、事業所が提供すべき情報を、あらかじめ「見える化」し、平時から互いに確認しておくことで、実災害の混沌とした状況下においても相互理解を図ることが可能となる。」
- ・「消防技術説明者からの情報提供により、早期に適切な活動方針を立てることが 期待できるほか、危険情報の共有によって二次災害の防止を図ることができる。」
- ・「災害場面に応じて、その都度、消防技術説明者から必要な情報収集ができる ため、安全かつ適切な消防活動の実施が可能となり、災害の拡大防止及び被害 の軽減につながる。」



特記事項

【今後に向けて】

「消防技術説明者制度」は、災害時における事業所側の情報提供者の明確化とシートの活用による情報の見える化を柱とした制度である。今後、より良い制度として定着させるためには、平時の業務を通じて、事業所との顔の見える関係づくりが重要と考える。訓練を重ね、危険物施設の重大事故防止と消防隊員等の受傷事故撲滅を図っていきたい。



| | | | | | 説明者 口木 説明者 口木 | | | (名) (名) | | |
|-----|-------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------------------------|--|------|--------------------------|------------|---|------|
| No. | 情報収集項目 初 動 情 報 | | | | | | | 領考 | | |
| | | | | | | | 3F 8 | | | |
| 1 | 要救助者等 | 要救助者 | 有·無 | | けいで教助要 3明で教助要 3 | □男 | 8 | □女 | 名 | □調査中 |
| | | 行方不明者 | 有・無 | 口所在不 | 明 口その他 | □第 | -8 | □女 | 8 | □調査中 |
| | | 自信者 | 有·無 | | ・中毒症状あ:し □その他 | D# | 8 | □女 | 8 | □調査中 |
| 2 | 二次愈険 | 人体危険 | 有・無 | | 物質口高温カ (論 口その他 | ス(概念 | 9 | | | |
| | | 维完化段 | 有・無 | 口制與不 口服発性 口重合反 | lis | | | | | |
| | | 拡大危険 | 有·無 | | ・ | | | | | |
| | | 注水危険 | 有·無 | | (物質□有毒が) (爆発□感電 (| Z | | | | |
| 3 | 発 災 施 設 | (施設名称) (発災部位) | □98 □88 □88 | 物施器 ・指定 ガス装 物施器 類施器 | □構内図 □工程図 □機器図 □平面図 □立面図 | | | | | |
| 4 | 燃烧物 | を 対 大 (物質名) | | | | | (1996 (**) | | | |
| 5 | 流出物 | | | | | | 回燃料 増ガス ロロ銀 ロロ銀 | □SDS | | |
| 6 | 応受措置 | 発災施設の停止措置 隣接施設の停止措置 活 動 状 況 | | | 有 · 加 有 · 加 □消火・□冷 | | | | | |

11